

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月19日
厚生労働省
年金局企業年金・個人年金課

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年10月31日（金）から同年11月29日（土）まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	企業型年金の衰退を加速させるような条例変更とも思われるので反対。企業型 DC 加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えて掛けることができるということが、見かけでは加入者が年金投資目的として掛け金を増やすことができるように見えるが、実際は事業者側の負担を軽減することが目的ではないか。報道機関や各市町村、企業側年金担当含めて広く周知するべき。	事業主掛金の額を超えるように入者掛金の額の決定又は変更の方法を企業型年金規約に定めることを可とすることは、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論がされたあと、国会の議決を経た法律によって定められました。（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）による確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第4条第1項第3号の2の削除） この政令では、上記の法改正を踏まえ、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第6条第4号ハで定

		<p>める企業型年金加入者掛金の額の変更回数の制限規定の例外から「企業型 DC 加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を削除するものであり、加入者掛金の拠出がされる場合の手続的な要件を改めるものであるため、事業者側の負担を軽減するというご指摘は当たりません。</p> <p>なお、この政令の施行の際には各種通知等を発出することとしています。</p>
2	<p>今回の改正は、実質的には政府が老後保障の公的責任を縮小し、個人の自己責任に転嫁する方向への政策転換である。確定拠出年金の掛金は、会社拠出分も個人拠出分も全額非課税扱いであるため、上限を撤廃した場合、高所得者ほど多額の掛金を拠出し、より大きな税制優遇を享受できる構造となる。例えば、年収 2,000 万円の者が 1,700 万円を拠出した場合、課税所得は実質 300 万円に圧縮され、年収 300 万円層と同等の税負担水準となる。このような制度は、税制の逆進性を強め、富裕層ほど税を回避できる「節税スキーム」と化す危険がある。このため、本改正案には明確に反対し、税制公平性・再分配・公的年金制度の再強化を求める。</p>	<p>事業主掛金の額を超えるように入者掛金の額の決定又は変更の方法を企業型年金規約に定めることを可とすることは、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論がされたあと、国会の議決を経た法律によって定められました。（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）による確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項第 3 号の 2 の削除）</p> <p>この政令では、上記の法改正を踏まえ、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）第 6 条第 4 号ハで定める企業型年金加入者掛金の額の変更回数の制限規定の例外から「企業型 DC 加入者掛金の額は、事業主掛金</p>

		<p>の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を削除するものであり、加入者掛金の拠出がされる場合の手続的な要件を改めるものであるため、政府が老後保障の公的責任を縮小し、個人の自己責任に転嫁する方向への政策転換というご指摘は当たりません。</p> <p>なお、確定給付企業年金等の他制度に加入していない場合、企業型確定拠出年金の月ごとの拠出限度額は引き続き、事業主掛金の額と加入者掛金の額を合わせて5万5千円であり、例示されているような年収2000万の者が年間1700万円を確定拠出年金として拠出することはできません。</p>
3	<p>特に若年層の会社掛金が低い層にとって、事業主掛金を超えないことという制約のため、マッチング拠出よりiDecoの方が拠出可能額が大きく、企業型DCの有効な利用を阻んでいたと認識している。そのため、改正については、加入者にとってメリットのある内容と考えており、賛成する。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>
4	<p>政令案を支持するが、改正法の施行で就職氷河期世代の老後貧困リスクを考慮し、加入優遇と払う余裕のない人への最低保障給付を強化すべきと考える。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、確定拠出年金制度において、他制度掛金相当額が低い場合には、拠出限度額が高くなります。特定の</p>

<p>非正規率 45%超の氷河期世代（40-50 代）は、他制度掛金が少なく拠出限度額が低いため、老後資金不足が深刻。月収 20 万円未満の多くは「払う余裕がない」ため、氷河期世代向けに限度額を 10-20%引き上げ、加入促進補助（初年度免除、政府半額拠出のマッチング制度）を義務化するべき。また、払う余裕のない人への最低保障給付（月 5,000-1 万円の追加支給）を導入し、生活保護依存を防ぐべき。</p>	<p>年齢階層の者について、確定拠出年金の拠出限度額に係る優遇措置等を設けることは、現時点で予定しておりません。</p>
---	--

※上記のほか、1 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。